

古物商標識等の斡旋〔改訂〕

古物商、古物市場主の許可を受けた方は、許可を受けている営業所（者）であるかどうかを個々の顧客が容易に識別できるようにするため、営業所、露店、古物市場ごとに公衆の見やすい場所に古物営業法施行規則で定められた様式の「古物商標識」を掲示することが、古物営業法第12条で義務づけられています。

また、古物商の許可を受けた方は、その代理人、使用人その他の従業者に行商（営業所以外の場所で古物の取引等の営業を行うこと）をさせるときは、その代理人等に古物営業法施行規則で定められた様式の「行商従事者証」を携帯させなければならないことが、古物営業法第11条で義務づけられています。

公益社団法人京都府防犯協会連合会では、古物営業等の許可を受けた方に必要な「古物商標識」等を斡旋しています。

ご希望の方は、「申込み要領〔改訂〕」をご確認いただき、当連合会へお申し込みください。

なお、令和8年10月1日（木）から、当連合会が納品に使用しています「ゆうパケット」の送料が360円に改定されるため、「振込入金」の期日により、以下のとおり納品送料が異なりますので、ご注意ください。

1 古物商標識

- ① 令和8年8月31日（月）以前に「振込入金」をされる場合
斡旋価格2,750円（税込）＋ **納品送料250円**
- ② 令和8年9月1日（火）以降に「振込入金」をされる場合
斡旋価格2,750円（税込）＋ **納品送料360円**
- ③ 同時に行商従事者証を注文し、かつ同封納品希望の場合、上記①、②の納品送料
先に行商従事者証の納品をご希望の場合は、別途上記①、②の納品送料が必要

サンプル

明朝体

紺色地に白文字

ゴシック体

許可番号



← 16cm →

↑
8 cm
↓

古物商の氏名又は名称
(古物商市場主標識も同様式)

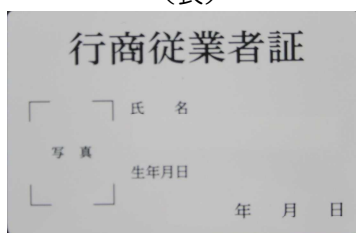
2 行商従事者証

行商従事者証のみ申込みの場合

- ① 令和8年9月24日（木）以前に「振込入金」をされる場合
斡旋価格770円（税込）＋ **納品送料250円**
- ② R8年9月25日（金）以降に「振込入金」をされる場合
斡旋価格770円（税込）＋ **納品送料360円**

サンプル

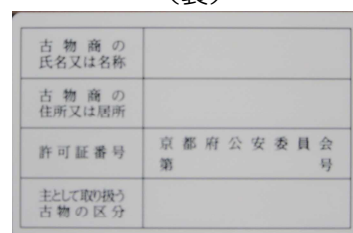
(表)



← 8.5cm →

↑
5.5cm
↓

(裏)



- ・ 写真は、縦2.5cm以上、横2.0cm以上のものを貼り付けてください。
- ・ 氏名、生年月日、古物商の氏名又は名称等は、自筆となります。